

倉吉市防災会議運営要綱

倉吉市防災会議運営要綱（昭和42年7月11日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、倉吉市防災会議条例（昭和42年倉吉市条例第32号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、倉吉市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会長の職務代理）

第2条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、条例第3条第5項第4号の委員のうち次の各号に掲げる者がその職務を代理する。

（1） 助役

（2） 総務部長

2 前項に掲げる者が会長を代理する順位は、同項各号の順序による。

（委員の代理者）

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

（会議）

第4条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員は、会議の必要があるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

（専決処分）

第5条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

（1） 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

（2） 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

（3） 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

（委員の異動等の報告）

第6条 防災会議の委員に異動等があったときは、委員である前任者は、後任者の職氏名及び異動等年月日を直ちに会長に報告するものとする。

（庶務）

第7条 防災会議の庶務は、倉吉市総務部総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成16年5月14日から施行する。